



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

2016年2月

No.9

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

特集

働くときに必要な基礎知識 ～労働契約～



会社と労働者の雇用関係は、労働契約を結ぶことによって始まります。会社と契約を結ぶと、そこに記載された条件に同意したことになるので契約の内容はきちんと把握しておく必要があります。

そこで、今回は働く時に必要な基礎知識として、『労働契約』についてご紹介したいと思います。

■労働契約を結ぶとき

会社は労働契約を結ぶとき、実際に働く際の賃金、労働時間、休日などの労働条件を必ず示さなければいけません。さらに、特に重要な次の6項目については、口約束ではなくきちんと書面を交付しなければならないとされています。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 期間の定めがある契約の更新についてのきまり（更新があるかどうか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 仕事の時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、就業時転換（交替制）勤務のローテーションなど）
- ⑤ 賃金はどのように支払われるのか（賃金の決定、計算と支払いの方法、締切りと支払いの時期）
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職に関すること（解雇の事由を含む））

出典：知って役立つ労働法（厚生労働省）

◆パートタイム労働者を雇い入れたときは、下記2点が加えられます。

- ① 昇給・退職手当・賞与の有無を文書の交付などにより当該労働者に明示しなければならない
- ② 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」の明示も義務付けられた。

※ これら以外の労働契約の内容についても、使用者と労働者はできる限り書面で確認する必要があると定められています（労働契約法4条第2項）。

Point

労働契約を結ぶとき会社は労働条件を明示することが定められているのですが、まだまだ労働条件通知書を渡していないところもあるようです。知人に紹介された会社なので渡して欲しいと言いつらい場合もあるかと思います。そんな時は、口約束の内容でもでもかまいませんので、話をした日付、時間、相手の名前、内容等詳しくメモしておきましょう。

■労働契約の禁止事項

労働基準法では、労働者が不当に会社に縛られることのないように、労働契約を結ぶときに、会社が契約に盛り込んでおかないことも定められています。

➤ 労働者が労働契約に違反した場合に違約金を支払わせることや、その額をあらかじめ決めておくこと

例) 1年未満で希望退職した場合は、教育費として20万円を支払いなさい。

例) 会社の備品を壊したら1万円 など。

※あらかじめ金額を決めておくことは禁止されていますが、労働者の責任により与えた損害についてまで損害賠償請求を免れるというものではありません。

➤ 労働することを条件として労働者にお金を前貸しし、毎月の給料から一方的に天引きする形で返済させること (会社からの借金のために、辞めたくても辞められなくなるのを防止するため)

例) 100万円貸すから、うちの会社で働いて返してくれ。

➤ 労働者に強制的に会社にお金を積み立てさせること

例) 会社取引のある銀行に毎月2万円ずつ積み立ててくれ。

積立の理由は関係なく、労働者の福祉のためにも強制的に積み立てさせることは禁止されています。ただし、強制ではなく、労働者が任意で行う社内預金は違法ではありません。(但し一定の要件が必要)



まとめ 安心して働くために…

労働者がトラブルなく安心して働くことができる職場環境を実現するために、自分の労働条件をきちんと確認し理解して働くことはとても大切なことです。まずは、自分の労働条件を知ることから始めてみましょう。

エールながさきでは、仕事についての悩みや困りごとの相談を専門の相談員や弁護士による法律相談を行っております。些細な事でも構いませんので何かありましたらぜひご相談ください。

■自立のためのエール！

YELLながさきでは、フェイスブックページを開設しています！

ひとり親家庭のための支援制度、職業訓練・講座などの情報を発信中です。これからも、ホームページやメールマガジンと併せてYELLながさきの最新情報をお伝えいたしていきます。

よろしければ「いいね」もお願いします <(_)>

ページアドレス <https://www.facebook.com/yellnagasaki>

YELLながさきホームページでも「お役立ち情報」、「セミナー・講習会」など、新しい情報をどんどんアップしています。また、HPからの相談・お問合せも受け付けておりますので、ぜひご活用ください。

ホームページアドレス <http://www.yell-nagasaki.jp/>



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <http://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 長崎市ひとり親家庭福祉会